

自己点検事項

◇ 精神科救急入院料2(A311)

- (1)主として急性期の集中的な治療を要する精神疾患を有する患者を入院させ、精神病棟を単位としている。 (適 ・ 否)
- (2)当該保険医療機関内に他の精神病棟が存在する場合は、次のいずれかを算定している。
- ア 精神病棟入院基本料 (適 ・ 否)
(10対1、13対1、15対1、18対1、20対1入院基本料)
- イ 特定入院料
- (3)医療法の規定に基づき許可を受け、若しくは届出をし、又は承認を受けた病床の数以上の入院患者を入院させていない。 (適 ・ 否)
- (4)医療法施行規則第19条に定める医師、看護師及び准看護師の員数以上の員数を配置している。 (適 ・ 否)
- (5)当該病棟に常勤の精神保健指定医を1名以上配置しており、かつ、当該保険医療機関に常勤の精神保健指定医を5名以上配置している。 (適 ・ 否)
- (6)当該各病棟における常勤の医師の数は、当該病棟の入院患者の数が16又はその端数を増すごとに1以上である。 (適 ・ 否)
- (7)当該各病棟に2名以上の常勤の精神保健福祉士を配置している。 (適 ・ 否)

点検に必要な書類等

- ・当該病棟に常勤の精神保健指定医を配置していることが確認できる書類
- ・常勤の精神保健指定医の指定医証

点検に必要な書類等

- ・当該入院料を算定する各病棟に、入院患者に対して16対1以上の常勤の医師が配置されていることが確認できる書類

点検に必要な書類等

- ・当該各病棟に精神保健福祉士を配置していることが確認できる書類

医療機関コード

保険医療機関名

(8)看護配置等について、次のいずれも満たしている。 (適 ・ 否)

ア 当該各病棟における1日に看護を行う看護師の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が10又はその端数を増すごとに1以上である。

イ 当該各病棟における夜勤を行う看護師の数は、アの規定にかかわらず、2以上である。

(9)当該各病棟の病床数は、1看護単位当たり60床以下であり、隔離室を含む個室が半数以上占めている。 (適 ・ 否)

(10)検査及びCT撮影が必要に応じて速やかに実施できる体制にある。 (適 ・ 否)

※ CT撮影については、他の保険医療機関との連携により速やかに実施できる体制を整備していれば足りる。

(11)1月間の当該入院料を算定している病棟の患者の延べ入院日数のうち、4割以上が新規患者の延べ入院日数である。 (適 ・ 否)

※ なお、新規患者とは、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和2年3月5日保医発0305第1号)別添1第1章第2部第3節A311-2精神科急性期治療入院料(1)におけるア又はイに該当する患者いう。(以下この項目において同じ。)

(12)当該病棟の年間の新規患者のうち6割以上が措置入院、緊急措置入院、医療保護入院、応急入院、鑑定入院及び医療観察法入院のいずれかに係るものである。 (適 ・ 否)

(13)以下の地域における直近1年間の措置入院、緊急措置入院及び応急入院に係る新規入院患者数のうち、原則として4分の1以上、又は20件以上の患者を当該病棟において受け入れている。 (適 ・ 否)

- ① 当該保険医療機関の所在地の都道府県(政令市の区域を含む)
- ② 1精神科救急医療圏と1基幹病院が対となって明確に区分された圏域である場合は、(例えば政令市は市立病院が、政令市以外の地区は県立病院が救急基幹病院となる。)は、当該圏域

点検に必要な書類等

・様式9、勤務実績表、会議・研修・他部署勤務の一覧表及び病棟管理日誌

点検に必要な書類等

・1月間の当該入院料を算定している病棟の患者の延べ入院日数のうち、新規患者の延べ入院日数の割合が確認できる書類

点検に必要な書類等

・当該病棟の新規患者数のうち、措置入院等の人数の割合の算出の根拠となる書類

点検に必要な書類等

・地域における措置入院等の新規入院患者数及び当該病棟における措置入院等に係る新規入院患者数の根拠となる書類

医療機関コード
保険医療機関名

(14) 当該病棟において、措置入院患者、鑑定入院患者、医療観察法入院患者及びクロザピンの新規導入を目的とした入院患者を除いた新規入院患者のうち、4割以上が入院日から起算して3月以内に退院し、自宅等へ移行している。 (適 ・ 否)

※ 自宅等へ移行するとは、患家、介護老人保健施設、介護医療院又は障害福祉サービスを行う施設又は福祉ホームへ移行することである。

(15) 当該病棟の病床数は、当該保険医療機関の精神病床数が300床以下の場合には60床以下であり、当該保険医療機関の精神病床数が300床を超える場合にはその2割以下である。 (適 ・ 否)

※ ただし、平成30年3月31日時点で、現に当該基準を超えて病床を有する保険医療機関にあつては、令和4年3月31日までの間、当該時点で現に届け出ている病床数を維持することができる。

(16) 当該保険医療機関が、精神科救急医療体制整備事業において基幹的な役割を果たしている。具体的には、次のいずれも満たしている。 (適 ・ 否)

ア 常時精神科救急外来診療が可能であり、精神疾患に係る時間外、休日又は深夜における診療(電話等再診を除く。)件数の実績が年間120件以上、又は(13)の①又は②の地域における人口1万人当たり1.5件以上である。そのうち初診患者(精神疾患について過去3か月間に当該保険医療機関に受診していない患者)の件数が25件以上又は2割以上である。

イ 精神疾患に係る時間外、休日又は深夜における入院件数の実績が年間30件以上又はアの地域における人口1万人当たり0.37件以上である。そのうち6件以上又は2割以上は、精神科救急情報センター・精神医療相談窓口(精神科救急医療体制整備事業)、救急医療情報センター、他の医療機関、都道府県(政令市の地域を含むものとする。)、市町村、保健所、警察、消防(救急車)からの依頼である。

ウ 複数の病棟において当該入院料の届出を行う場合については、ア及びイの「件以上」を「届出病棟数を乗じた数以上」と読み替えること。

エ 全ての入院形式の患者受入れが可能である。

点検に必要な書類等

・措置入院患者等を除いた新規入院患者のうち、入院から起算して3月以内に退院し、自宅等へ移行した患者の割合の算出の根拠となる書類

点検に必要な書類等

・精神疾患に係る時間外、休日又は深夜における診療(電話等再診を除く。)件数の根拠となる書類

点検に必要な書類等

・精神疾患に係る時間外、休日又は深夜における入院件数の根拠となる書類

医療機関コード

保険医療機関名

【看護職員夜間配置加算】

(1) 当該病棟において、夜間に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が16又はその端数を増すごとに1に相当する数以上である。 (適 ・ 否)

(2) 行動制限最小化に係る委員会において次の活動を行っている。 (適 ・ 否)

ア 行動制限についての基本的考え方や、やむを得ず行動制限する場合の手順等を盛り込んだ基本指針の整備

イ 患者の病状、院内における行動制限患者の状況に係るレポートをもとに、月1回程度の病状改善、行動制限の状況の適切性及び行動制限最小化のための検討会議の開催

ウ 当該保険医療機関における精神科診療に携わる職員全てを対象とした、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、隔離拘束の早期解除及び危機予防のための介入技術等に関する研修会の年2回程度の実施

(3) 次に掲げる夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理等に関する項目のうち、2項目以上を満たしている。 (適 ・ 否)

※ ただし、当該加算を算定する病棟が2交代制勤務又は変則2交代制勤務を行う病棟のみで構成される保険医療機関である場合は、ア及びウからクまでのうち、2項目以上を満たしている。

ア 当該病棟において、夜勤を含む交代制勤務に従事する看護職員の勤務終了時刻と直後の勤務の開始時刻の間が11時間以上である。

イ 3交代制勤務又は変則3交代制勤務の病棟において、夜勤を含む交代制勤務に従事する看護職員の勤務開始時刻が、直近の勤務の開始時刻の概ね24時間後以降となる勤務編成である。

ウ 当該病棟において、夜勤を含む交代制勤務に従事する看護職員の連続して行う夜勤の数が2回以下である。

エ 当該病棟において、夜勤を含む交代制勤務に従事する看護職員の夜勤後の暦日の休日確保されている。

点検に必要な書類等

・日々の入院患者数等により看護職員の夜間の配置状況が分かる書類、様式9、勤務実績表、勤務実績表記号等の内容・申し送り時間が分かる一覧表、勤務形態ごとの勤務時間が分かる書類、会議・研修・他部署勤務の一覧
・病棟管理日誌

点検に必要な書類等

・夜間における看護業務の負担の軽減に資する業務管理等の体制が確認できる書類

医療機関コード
保険医療機関名

オ 当該病棟において、夜勤時間帯の患者のニーズに対応できるよう、早出や遅出等の柔軟な勤務体制の工夫がなされている。

カ 当該保険医療機関において、所属部署以外の部署を一時的に支援するために、夜勤時間帯を含めた各部署の業務量を把握・調整するシステムが構築されており、かつ、部署間での業務標準化に取り組み、過去一年間に当該システムを夜勤時間帯に運用した実績がある。

キ 当該保険医療機関において、夜勤時間帯を含めて開所している院内保育所を設置しており、夜勤を含む交代制勤務に従事する医療従事者の利用実績がある。

ク 当該病棟において、ICT、AI、IoT等の活用によって、看護職員の業務負担軽減を行っている。

※ アからエまでについては、届出前1か月に当該病棟において、夜勤を含む交代制勤務に従事する看護職員の各勤務のうち、やむを得ない理由により各項目を満たさない勤務が0.5割以内の場合は、各項目の要件を満たしているとみなす。

※ キについては、院内保育所の保育時間に当該保険医療機関が定める夜勤時間帯のうち4時間以上が含まれること。ただし、当該院内保育所の利用者がいない日についてはこの限りではない。

※ クについては、使用機器等が看護職員の業務負担軽減に資するかどうかについて、1年に1回以上、当該病棟に勤務する看護職員による評価を実施し、評価結果をもとに必要な応じて活用方法の見直しを行うこと。

(4) 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されている。

(適 ・ 否)

※ 「看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制」については、別シート「32◇看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制」を必ず提出すること。

医療機関コード
保険医療機関名